

議案第34号 説明資料

幕別町有林野管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町町有林野管理条例 (昭和61年6月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(<u>施業計画</u>) 第5条 町有林野の経営計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に基づき作成した<u>幕別町森林施業計画</u>(以下「<u>施業計画</u>」という。)により<u>毎年度</u>編成するものとする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(<u>産物の処分</u>) 第7条 町有林野の産物処分は、公売処分とし、伐期齢は<u>施業計画</u>によるものとする。ただし、公用、公共用、公益事業のため又は枯損林、風倒林はこの限りでない。</p> <p>第8条～第9条 略</p>	<p>○幕別町町有林野管理条例 (昭和61年6月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(<u>経営計画</u>) 第5条 町有林野の経営計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に基づき作成した<u>幕別町森林経営計画</u>(以下「<u>森林経営計画</u>」という。)により編成するものとする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(<u>産物の処分</u>) 第7条 町有林野の産物処分は、公売処分とし、伐期齢は<u>森林経営計画</u>によるものとする。ただし、公用、公共用、公益事業のため又は枯損林、風倒林はこの限りでない。</p> <p>第8条～第9条 略</p>